公　　告

道営土地改良（宮戸地区（農業用用排水施設））事業の事業計画を変更するため、土地改良法（昭和24年法律第１９５号。以下「法」という。）第88条第４項の規定に基づく協議をしたいので、同条第６項において読み替えて準用する法第87条の２第８項の規定によりこの旨を公告し、関係書類を縦覧します。

変更後の土地改良事業の計画の概要に意見がある者は、法第88条第６項において読み替えて準用する法第87条の２第９項の規定により、意見書を提出してください。

なお、縦覧及び意見書の提出方法等については次のとおりです。

令和８年(2026年)11月19日

北海道知事　　鈴　木　直　道

１　縦覧について

(1) 関係書類の名称

土地改良事業変更計画概要書

(2) 縦覧期間

令和８年(2026年)11月24日から令和８年(2026年)12月14日まで

(3) 縦覧場所

むかわ町掲示場及びむかわ町のウェブサイト

２　意見書の提出方法等について

(1) 意見書の提出先

ア　郵便　〒051-8558

室蘭市海岸町１丁目４番１号

北海道胆振総合振興局産業振興部農村振興課

イ　ファクシミリ　0143-23-6269

ウ　電子メール　　iburi.nousonshinkou1@pref.hokkaido.lg.jp

(2) 意見書の提出期限

令和８年(2026年)12月14日（必着）

(3) 意見書の提出上の注意

ア　意見書の様式は任意ですが、提出する意見書は日本語に限ります。意見書には、個人にあっては住所及び氏名を、法人にあっては法人名及び所在地を記載してください。これらは、必要に応じ当方から問い合わせをさせていただく場合があるため、お尋ねするものです。

イ　提出いただいた意見は、公表する場合があるとともに、当該意見に対して個別には回答は致しませんので、あらかじめ御了承下さい。

ウ　電話での意見はお受けできません。

エ　郵送での意見書の提出を希望される場合は、北海道胆振総合振興局産業振興部農村振興課までお問い合わせください。